

もくじ

令和3年6月現在の子育てに関する各種制度、手続き、施設などの情報をまとめましたので、ご活用ください。

子育て応援します！

①仙北市子育て世代包括支援センター	4
②仙北市子ども家庭総合支援拠点	4
■仙北市の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点体型図	5

赤ちゃんがやってくる

1 まずは病院へ	6
----------	---

2 妊娠がわかったら	6
------------	---

①母子健康手帳の交付	6
②妊娠健康診査受診票の交付	6
③ハッピーマタニティ教室	6
④こんにちは赤ちゃん教室	6
⑤助産師さんの相談日	7
⑥産前・産後の家事支援(養育支援訪問事業)	7

3 赤ちゃんが生まれたら	7
--------------	---

①出生届の提出	7
②出生育児一時金	7
③誕生祝い金	8
④乳幼児及び小・中学生の「福祉医療制度」	8
⑤児童手当	8
⑥在宅子育てサポート事業	8
⑦子育てファミリー支援事業	9
⑧産後ケア事業(訪問型)	9

4 赤ちゃんの成長を確認するために	9
-------------------	---

①1か月児家庭訪問(赤ちゃん訪問)	9
②乳児健康診査	9
③乳児相談	9
④1歳3か月児健康相談	9
⑤1歳6か月児健康診査	10
⑥2歳6か月児歯科健康診査	10
⑦3歳児健康診査(3歳6か月から3歳8か月に実施します)	10

5 離乳食と幼児食	11
-----------	----

①5～6か月頃(1日1回食)	11
②7～8か月頃(1日2回食)	11
③9～11か月頃(1日3回食)	11
④1歳～1歳6か月頃	11
⑤3歳頃	11

6 予防接種を受けましょう	12
---------------	----

■定期予防接種	12
---------	----

子育ての仲間をつくろう

1 子育て支援拠点事業	13
-------------	----

2 おやこ交流広場	13
-----------	----

3 ママと赤ちゃんのふれあい講座	13
------------------	----

就学前の子どもの教育・保育

1 教育・保育施設及び地域型保育事業について	14
------------------------	----

2 一時預かりについて	14
-------------	----

3 施設に入所できない待機(保留)児童解消のための支援制度について	15
-----------------------------------	----

小・中学生になったら

1 学校のこと	15
---------	----

①小・中学校の入学は?	15
②転校の手続きは?	15

2 就学援助	15
3 奨学金貸付	15
4 放課後児童クラブ	16

障がいのある 子どものために

1 手帳の交付	16
①身体障害者手帳	16
②療育手帳	17
③精神保健福祉手帳	17
2 手当や医療費等	17
①各種手当	17
②医療費関係	17
3 放課後等デイサービス	18

ひとり親家庭のために

①相談窓口	19
②児童扶養手当	19
③ひとり親家庭等の「福祉医療制度」	19
④支援制度	19

家族の住まいづくりの ために

1 若者マイホーム取得助成金	20
2 仙北市住宅リフォーム 促進事業補助金	20

楽しく子育てするために

子育てについて相談してみよう 21

虐待から子どもを守るネットワーク
「仙北市要保護児童対策地域協議会」
からのお知らせ

児童虐待のある家庭の SOSに気付いてください

1 児童虐待の定義 (児童虐待防止法第2条)	22
2 体罰によらない子育てのために	22
3 児童虐待を未然に防ぐために	23

子育て関連施設情報

・市役所関係	24
・児童館	24
・地域保育事業	24
・認定こども園・保育園・幼稚園	24
・その他の機関	24
・子育て支援拠点事業	25
・市立小学校・中学校	25
・医療機関	25
遊具(ブランコ、滑り台、鉄棒等)が 設置されている公園等	26
市内のこどものえき一覧	27

子育て応援します！

① 仙北市子育て世代包括支援センター

妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対し、一人ひとりに寄り添いながら相談支援を行うところです。保健師・管理栄養士・利用者支援専門員などの専門職が**妊娠・出産・育児に関する相談**に応じ、子育て支援に関する情報を提供します。母子手帳交付時から応援プランの作成や悩みを相談いただけます。



場 所 保健課内(角館庁舎7番窓口) ☎43-2252 携帯 080-2813-0835

対 応 職 種 保健師・管理栄養士・利用者支援専門員

受 付 け 方 法 市役所庁舎等による面談・家庭訪問・電話等、ご都合に合わせて対応します。

主な相談内容 妊 娠 期…妊娠の届出、母子手帳交付の際に妊娠から出産育児に関する情報提供と不安、悩み等の相談に応じます。妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査、予防接種、不妊相談ほか
出産前後…出産に向けての体調や出産の不安に対する相談に応じます。
赤ちゃんの発育や育児、産後のサポートについて相談に応じます。産前産後サポート事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、赤ちゃん訪問 ほか
子育て期…子育て支援の情報提供や相談に応じます。
乳幼児健診、予防接種、ママと赤ちゃんのふれあい講座 ほか

相 談 日 時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8時30分～16時30分まで

② 仙北市子ども家庭総合支援拠点

市内に居住するすべての子ども(18歳未満)とその家族及び妊産婦等からの子育ての不安、悩みなど子どもに関する相談を何でも受け付ける総合窓口です。

必要な場合は、保健課に設置している子育て世代包括支援センターや医療機関、他関係機関と連携・調整を図り、みなさんのニーズに寄り添った、切れ目ない相談体制づくりをしていきます。

場 所 子育て推進課内(角館庁舎8番窓口) ☎43-2280

対 応 職 種 子ども家庭支援員(所有資格：教員・保健師等)…2名
家庭相談員兼利用者支援専門員
母子父子自立支援員
※各々の専門職が相談支援に応じます。

受 付 方 法 市役所庁舎等による面談・家庭訪問・電話等、ご都合に合わせて対応します。

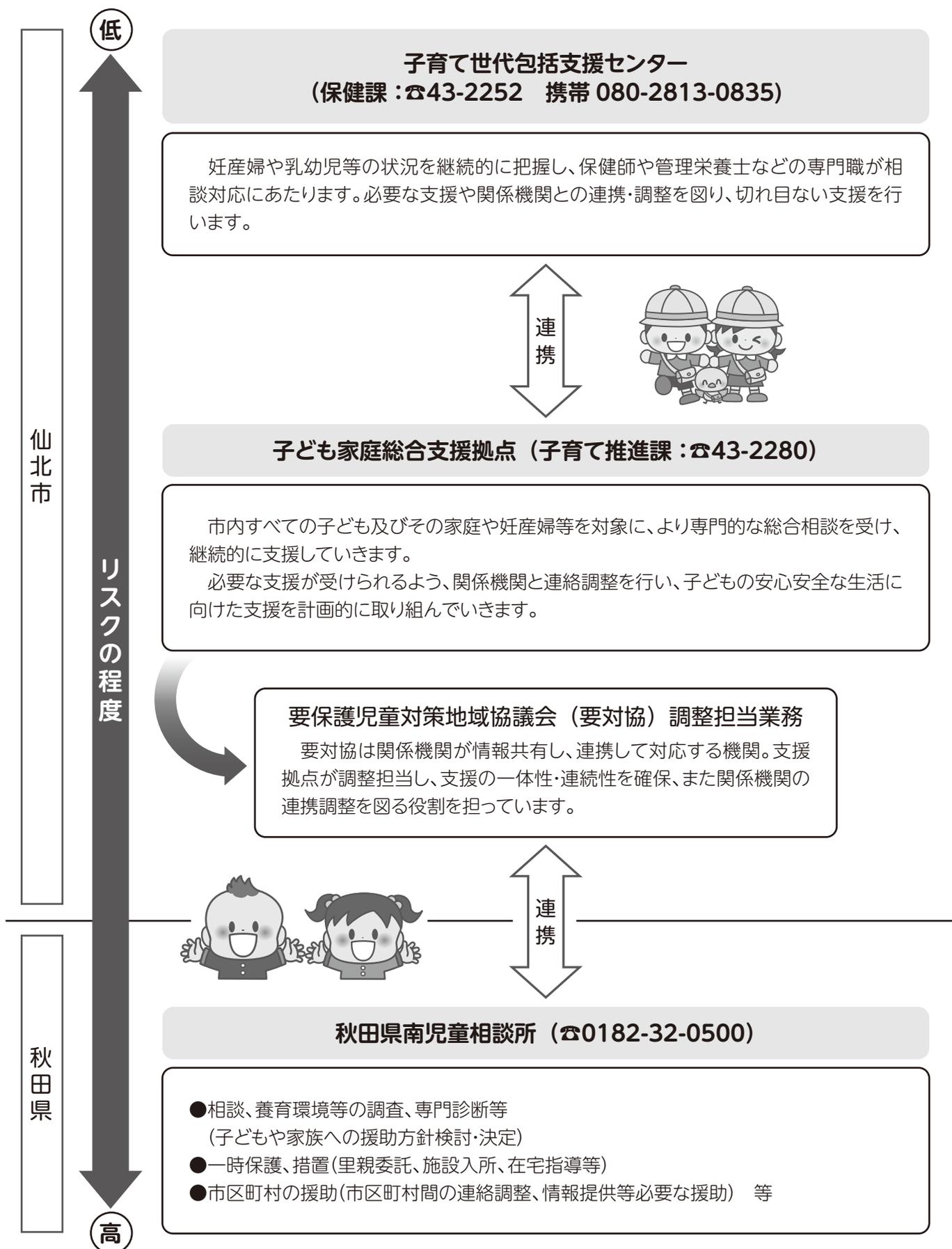
主な相談内容 ●子どもの発達や発育のこと
●子どもの虐待に関すること
●子どもの育て方、しつけのこと
●子育てしながらのDV被害
●子どもの性格や問題行動のこと
●専門機関への対応の仕方
●父母、家族等が理由によって育児困難な場合
※その他子育てに関するお悩みについて、何でもご相談ください。
※個人情報保護は厳守されます。

相 談 日 時 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分まで
※上記日程時間帯の相談が困難な場合は、ご相談ください。



仙北市の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点体制図

妊娠中の方、0歳～18歳未満のお子さんに関する相談を受付けています。
 ※相談等による個人情報厳守されます。



赤ちゃんがやってくる

妊娠がわかったときに、どんな気持ちでしたか？
大切なマタニティライフ、家族で協力して過ごしましょう。

1 まずは病院へ

月経が2週間以上遅れていたら妊娠かもしれません。妊娠初期は
とても大切な時期。早めに産婦人科で診察を受けましょう。

2 妊娠がわかったら

出産まではまだ時間があります。心と身体の
準備をしておきましょう。

① 母子健康手帳の交付

妊娠婦、乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳を交付します。

交付 保健課 ※詳しい日程等については、お問い合わせください。

手続き 「妊娠届出書」を保健課にご持参ください。

※「妊娠届出書」は市HPに掲載しています。また、保健課、大仙・仙北市内産科医療機関にあります。

② 妊婦健康診査受診票の交付

妊婦さんの健康管理と安全な出産のため、委託医療機関で診査が受けられます。

交付 母子健康手帳交付の際に一緒に交付されます。

内容 ◎妊婦一般健康診査受診票 16枚

◎聴覚検査受検票 1枚

◎母乳育児相談補助券 3枚

◎多胎妊婦健康診査受診票 6枚(多胎の場合)

◎産婦健診受診票(産後1か月) 1枚

◎妊婦子宮頸がん検査・クラミジア検査受診票 1枚

◎妊婦歯科健康診査受診票1枚

実施機関 秋田県内の産婦人科

注意

里帰り出産等のため他県で受診される場合は、手続きが必要ですので保健課にご連絡ください。また、転出される場合は使用できませんので、転出先で改めて交付を受けてください。

③ ハッピーマタニティ教室

母子健康手帳交付のときに、保健師や栄養士が妊娠中の生活や食事・栄養についてお話しいたします。

内容 保健師が母子健康手帳や妊婦健康診査受診票の使い方、妊娠中の生活等についてお話します。また、栄養士が妊娠中の食事や栄養についてお話します。なお、それぞれ個別相談もありますのでお気軽にご相談ください。

④ こんにちは赤ちゃん教室

ママが安心して妊娠中を過ごし、出産後も安心して育児に取り組むことができるように、こんにちは赤ちゃん教室を開催しています。

対象 おおむね妊娠6～9か月の妊婦さんとそのパートナー・家族 ※対象となる方に通知でお知らせします。

内容 1クール2回 年4クール実施します。

1回目：A・Bコースあります

Aコース〈沐浴・パパ体験コース〉

保健師による沐浴説明、パパの沐浴体験、パパの妊婦体験、交流会

Bコース〈沐浴・妊婦栄養コース〉

保健師による沐浴説明、ママの沐浴体験、栄養士によるママの栄養についての話、交流会

2回目：助産師によるお話

出産に向けて、母乳育児について、妊娠期～出産後のメンタルヘルスについて、交流会

※1、2回目ともに終了後に希望者には個別相談を実施します。

⑤ 助産師さんの相談日

助産師さんによる妊娠中・出産・産後・育児の相談が出来ます。



対象	妊産婦と赤ちゃん
日時	月1回(おやこ交流広場と同時開催) 10:00~11:30 ※個別相談も受けられますので希望者はご連絡ください。
場所	保健課(健康管理センター)

⑥ 産前・産後の家事支援(養育支援訪問事業)

産前・産後に安心して日常生活を過ごすことができるように家事支援(ヘルパー派遣)にかかる費用の一部を助成します。

対象	仙北市民で次の項目に該当する妊婦および生後1歳までのお子さんを育児中の方 ・家事と育児の両立に不安のある方 ・慣れない育児で心身の負担がある方 ・家事を頼める人がいない方(多胎の妊娠・出産で家事を頼める人がいない)など
内容	食事の準備や片付け、衣類の洗濯、掃除や整理整頓、買い物(交通費別途)など
利用について	1日1回 12回まで
利用時間	8:00~18:00のうち1日1時間以内(延長時は自己負担)
利用料金	1回あたりの自己負担額 サービス提供エリアにより286円~550円 (生活保護世帯、市町民税非課税世帯は無料)

①~⑥の問い合わせ 保健課(角館庁舎) ☎43-2252

3 赤ちゃんが産まれたら

おめでとうございます。いよいよ新しい生活が始まります。各種手続きを済ませましょう。

①~⑦の届出及び申請先 各問い合わせ先は、担当課になりますので、そちらで届出の提出や申請ができます。

- 田沢湖市民センター ☎43-1147
- 角館市民センター ☎43-3309
- 西木市民センター ☎43-2200
- 神代出張所 ☎43-1352
- 田沢出張所 ☎43-1351
- 桧木内出張所 ☎48-2001
- 上桧木内出張所 ☎49-2159



① 出生届の提出

赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届を提出しましょう。

必要なもの 出生届(出産した病院でもらえます)・母子健康手帳・印鑑・国民健康保険証(加入者のみ)

問い合わせ 届出は、住所地・本籍地・出生地のどこでもできます。

市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎43-3307

② 出産育児一時金

本人または家族が出産したときは加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます。ここでは、国民健康保険に加入されている方についてご紹介いたしますので、国民健康保険以外の健康保険に加入されている方は、加入先(職場)の担当の方へお問い合わせください。

支給金額 420,000円

必要なもの 国民健康保険証、世帯主の印鑑、世帯主の口座番号

問い合わせ 市民生活課 国民健康保険係(角館庁舎)

☎43-3316

注意

金額は、「産科医療保障制度」に加入している医療機関で出産された方に支給される金額です。未加入の医療機関で出産された方については支給金額は404,000円となりますので、ご注意ください。(秋田県内の医療機関は100%加入)

出産育児一時金の直接払い制度

「出産育児一時金直接払制度」を利用すると、加入している健康保険から直接出産した医療機関へ出産費用が支払われ、医療機関窓口での支払金額が軽減されます。(出産前に医療機関で申請が必要です。)詳しくは、加入している健康保険窓口、又は出産を予定している医療機関にお問い合わせください。

③ 誕生祝い金

出生児(注1)の父又は母となった方で、仙北市に6か月以上住所を有し、出産後も引き続き市内に在住する見込みのある方、また出産の日が6か月に満たない場合は、出産後も引き続き6か月以上在住する見込みのある方に祝金を支給します。

支給金額 出生児1人につき 50,000円

※注1:出生により仙北市に住民登録をした児

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

④ 乳幼児及び小・中学生の「福祉医療制度」

乳幼児及び小・中学生の医療費を助成します。手続きをすると「福祉医療費受給者証(通称、マル福カード)」が交付されます。診療を受けるとき、医療機関の窓口健康保険証と一緒にこの受給者証を提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

必要なもの お子さんの健康保険証、保護者の印鑑

対象 0歳児から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童

問い合わせ 市民生活課 国民健康保険係(角館庁舎) ☎43-3316

乳幼児及び小・中学生の医療費助成は、0歳児は自己負担がありませんが、保護者が市民税の所得割が課税されている場合は一部自己負担があります。なお、福祉医療費助成制度は、乳幼児及び小・中学生の他にひとり親家庭等の児童や重度心身障がい児に該当するお子さんについても助成されますので、詳しい内容につきましては、市民生活課までお問い合わせください。

⑤ 児童手当

誕生から中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方は、児童手当を受けることができます。申請した月の翌月分から受けることができますので、お早めに手続きしてください。ただし、所得制限があります。※公務員の方は、職場で手続きをしてください。

支給金額 3歳未満は一律月額15,000円、3歳以上は第1・2子が月額10,000円、第3子以降は月額15,000円を支給します。所得制限額以上の方は、当分の間特例給付として月額5,000円を支給します。

支給金額 2月、6月、10月にそれぞれの前月分までの4か月分を支給します。

必要なもの 請求者(父母のうち、家計の主となる方)の本人確認書類・通帳、マイナンバーがわかるもの(父母)

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

◎**転入された方** 前住所地で手当を受けていた場合であっても、新たに請求していただく必要があります。

◎**現況届** 手当を受けている方は、毎年6月に受給要件を確認するための「現況届」を提出していただきます。

⑥ 在宅子育てサポート事業

小学校就学前の児童について在宅で子育てをしている保護者に対し、市が指定する有料の子育てに関わるサービスを利用する場合に、その利用料金の支払いに充てることができる子育てサポート券(15,000円相当)を交付します。

交付対象 事業年度内に満1歳以上の小学校就学前児童を在宅で子育てしている保護者

サービス内容 一時保育サービスや絵本購入など市が指定する子育てに関わるサービス。(メニューは別途配布)

時期 毎年7月から翌年2月まで申請を受け付けて交付し、年度内に限り使用できます。

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

⑦ 子育てファミリー支援事業

小学校就学前の子を養育する世帯に対し、市が指定する就学前の子に関わるサービスを利用する場合に、その利用料金に充てることができるファミリーサポート券(15,000円相当)を交付します。

交付対象 平成30年4月2日以降に新たな第3子以降が生まれた世帯

サービス内容 一時保育サービスや託児サービスなど市が指定する就学前の子に関わるサービス

時期 毎年7月から翌年2月まで申請を受け付けて交付し、年度内に限り使用できます。

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

⑧ 産後ケア事業(訪問型)

市が委託した助産師さんに自宅を訪問してもらい、ママの体調管理や育児サポートが受けられます。

対象 産後1年未満のママと赤ちゃん

ママの体調不良や育児不安のある方、ご家族等からの援助が受けられない方

内容 お母さんの体調管理とケア、育児相談、発達相談、心の休養、赤ちゃんの沐浴やお風呂の入れ方、授乳方法、育児情報の提供など

利用日数 最大2回、概ね2時間

利用料 1回600円(市民税非課税または生活保護世帯に属する場合は無料)

問い合わせ 保健課(角館庁舎) ☎43-2252

4 赤ちゃんの成長を確認するために

赤ちゃんの成長を確認するため健康診査・健康相談などを受けましょう。

① 1か月児家庭訪問(赤ちゃん訪問)

生後1か月のお子さんの自宅を訪問させていただき、今後のお子さんの健康診査や予防接種についてお話しします。

必要なもの 母子健康手帳(訪問時に必要です。)

◎**低体重児出生届** 体重が2500g未満で生まれたお子さんについては、保健課に届出が必要となります。

② 乳児健康診査

お子さんの順調な成長・発達と健康を守るため、健康診査を行っています。

◎3・4か月児健康診査 ◎9・10か月児健康診査

内容 毎回身体計測をし、その月齢に合った発育・発達状態を確認し、離乳食や予防接種についてお話ししていきます。また、お母さんの悩みや子育てについても一緒に考えていきます。

必要なもの 赤ちゃん訪問時に渡されたアンケート用紙、母子健康手帳、バスタオル

③ 乳児相談

◎7か月児離乳食教室(もぐもぐランド)

内容 離乳食の調理実習をし、実際に見て試食してもらいます。栄養士による個別の相談を行います。ほかに身体測定、予防接種のチェック、育児相談なども行います。

必要なもの 通知に同封されているアンケート用紙、母子健康手帳、バスタオル、お子さんのエプロン、おしぼり

④ 1歳3か月児健康相談

幼児期に移る頃の発育発達の確認と、生活習慣を身につけるための始めたいこと、離乳食の相談も行います。

必要なもの 通知に同封されているアンケート用紙、母子健康手帳、バスタオル

⑤ 1歳6か月児健康診査

赤ちゃんを卒業し、生活習慣の自立に向けてのトレーニングの時期です。言葉の発達や歯みがき習慣、発育発達の確認をします。

必要なもの 通知に同封されているアンケート用紙、母子健康手帳、バスタオル

1歳6か月の頃

この時期は、歩き方や、手先も器用になり、言葉の発達や理解力も増してきます。一方で自己主張も強くなり、お母さんは、育児に対する不安が出てくることと思います。大人から見れば、困った行動も、子どもたちにとっては大切な学びの場です。お母さんは大変だと思いますが、見守ってあげましょう。

きれいな乳歯さんこんにちは

乳歯がどんどん生えてきていると思います。食後には水を飲ませたり、子ども自身が歯ブラシを口に入れることの習慣づけを始めましょう。仕上げみがきは嫌がるお子さんも多いかと思いますが、毎日繰り返すことで習慣になっていきます。がんばって仕上げみがきをした後は、いっぱいほめてあげましょう。また、歯みがきの本を読んであげたり、遊びの中で習慣づけできるとよいですね。歯は毎日の食事で使う大切なものです。保護者の皆さんが気をつけてあげてください。

⑥ 2歳6か月児歯科健康診査

活発に行動し、自分の意思を言葉で表すようになります。食生活も大人に近づき、甘い味も覚えるようになります。一生自分の歯で美味しく食べられるには、この時期が大切です。歯科健診と歯みがき指導で虫歯予防をすすめます。

必要なもの 通知に同封されているアンケート用紙、母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ、バスタオル

虫歯予防について

ほとんどの乳歯が生え揃っている時期です。仕上げみがきも嫌がってなかなかやらせてくれないお子さんも多いのではないのでしょうか。毎日繰り返すことで習慣になります。嫌がっても繰り返し、できたらほめてあげましょう。保健課では、満2歳のお誕生日に通知とフッ素の塗布券を送付させていただいております。フッ素は、歯を丈夫にしてくれます。歯医者さんで継続して塗ってもらうことで、初期の虫歯にも効果があるとされています。これをきっかけに虫歯を予防し、丈夫な歯を作りましょう。

2歳児の頃

親にまとわりつくことが多い反面、言いなりにはならず「いや!」を連発して、反抗するようになります。お友達とは、おもちゃの取り合いになったり、親にしてみれば思いどおりにならず、とても手のかかる時期ではあります。しかし、これも成長の証。発達途中の大切な時期ですので、喜びと優しさをもって接してあげてください。

⑦ 3歳児健康診査(3歳6か月から3歳8か月に実施します)

運動や言葉の発達のうへで、大きく進歩し、友達との遊びや集団生活など、自立への準備が始まる時期です。また、自我の確立が進み、社会に適応する能力が伸びてきます。

必要なもの 通知に同封されているアンケート用紙、母子健康手帳、尿、バスタオル

3歳児の頃 心の発達

自立しようとする心と母親に甘えていたい心が入り混じって、なんでも自分でする!と言いながらも、できることを「お母さん、して～」と駄々をこねたりもします。3歳児は、心が行ったり来たりする時期です。ありのままを受け入れてあげることが大切です。

事故防止

いろいろな能力が発達していく中で、子どもに危険なことは何かを教えることが大切です。特に、交通事故を防ぐために、「道路で遊ばないこと」「急に飛び出さないこと」「車の後ろでは遊ばないこと」などを繰り返し注意し、教えましょう。

問い合わせ 保健課(角館庁舎) ☎43-2252

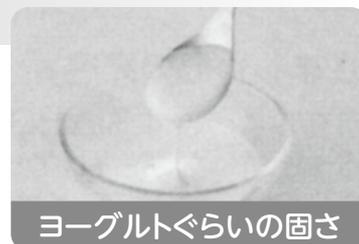
5 離乳食と幼児食

赤ちゃんにとって離乳食には『母乳やミルクでは不足してくる栄養を補給する』という大切な意味があります。ここでは離乳食・幼児食の進め方をご説明します。

① 5～6か月頃(1日1回食)

5か月頃が離乳食の開始時期です。口を閉じてゴックンと飲み込むこと、食べ物の舌ざわりや味に慣れさせることが目的です。赤ちゃんの体調がよく機嫌のいい時に、おかゆを1さじから始めましょう。

♥栄養源は母乳やミルク



② 7～8か月頃(1日2回食)

舌と上顎でつぶせる固さのものを与えます。離乳食は、1日2回決まった時間に食べて生活リズムを整えることと、与える食品の種類を増やすことが目的です。

♥この頃も、栄養源は母乳やミルク



③ 9～11か月頃(1日3回食)

歯ぐきでつぶせる固さのものを与えます。離乳食は1日3回にし、食欲に応じて、離乳食の量を増やしていきます。手づかみ食べは、赤ちゃんの発達に大切で、食べる意欲にもつながるので手づかみ食べができるメニューを用意し、環境を整えましょう。

この時期の赤ちゃんは体内貯蔵鉄が減少し、鉄欠乏になる可能性がありますので、不足ないように鉄分を多く含んだ離乳食を取り入れましょう。



④ 1歳～1歳6か月頃

いよいよ幼児食へ移行させる準備期と考えられます。1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整えていきます。手づかみ食べなどで、自分で食べる楽しさを体験させてあげましょう。エネルギーや栄養量の大部分を食べ物から摂れるようになれば離乳は完了です。

♥味は「薄味」を心がけることが大切です



⑤ 3歳頃

食べる量は、大人の約3分の2が目安です。色々な食べ物の味を教えながら、家族みんなで楽しく食事をしましょう。食事の時間を決めて、おなかが空いた状態で食事を摂れるようにすることが大切です。

おやつ の あたえ方

おやつは、1歳を過ぎてから時間と量を決めて与えるようにしましょう。甘いお菓子や飲み物より、乳製品・果物・いも類・お茶などから、栄養や水分が摂れるようにすると良いですね。お母さんもお子さんと一緒に食べて楽しい時間を作ってください。一緒にクッキングをして食べるのもいいですね。

6 予防接種を受けましょう

大切なお子様たちを感染症から守り、すこやかな成長を願って予防接種を実施しています。
赤ちゃんがお母さんからもらった免疫(病気に対する抵抗力)は、3か月くらいから自然に失われていきます。
さまざまな感染症から赤ちゃんを守るために、正しい知識をもち、時期を守って予防接種を受けましょう。

■定期予防接種

予防接種名	接種をお勧めする年齢と接種方法		無料で受けられる年齢	異なる種類の 予防接種との間隔
ロタウイルス	1価:生後2か月～生後24週に至るまで27日以上の間隔をあけて2回接種する ※初回接種は生後14週6日後まで接種する		生後6週～24週 に至るまで	制限なし
	5価:生後2か月～生後32週に至るまで27日以上の間隔をあけて3回接種する ※初回接種は生後14週6日後まで接種する		生後6週～32週 に至るまで	
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでの間に27日以上の間隔で2回接種する。第1回 目の接種から139日以上の間隔を置いて3回目を接種する		生後2か月～ 1歳に至るまで	制限なし
※お産のときにB型肝炎ウイルス感染予防で抗HBs人免疫グロブリン投与と組換えB型肝炎ワクチン投与を受けた児はB型肝炎定期予 防接種対象外になります。				
ヒブ	初回接種	生後2か月～7か月に至るまでの間に27日以上(医師が認め るときには20日以上)(標準的には56日まで)間隔をあけて3 回接種する	生後2か月～ 5歳に至るまで	制限なし
	追加接種	3回接種終了後、7か月以上(標準的には7か月～13か月未 満)の間隔をあけて1回接種する		
※初回接種開始月齢が遅かったり間隔が開きすぎた場合は、接種回数等が異なりますので、医療機関等にお問合せください。				
小児用 肺炎球菌 (プレベナー)	初回接種	生後2か月～7か月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回 接種する	生後2か月～ 5歳に至るまで	制限なし
	追加接種	3回接種終了後、60日以上の間隔をあけて12か月以降(標準 的には生後12か月～15か月に至るまで)に1回接種する		
※初回接種開始月齢が遅かったり間隔が開きすぎた場合は、接種回数等が異なりますので、医療機関等にお問合せください。				
四種混合 (ジフテリア・ 百日咳・破傷風・ ポリオ)	初回接種	生後3か月～12か月に達するまでの期間20日以上(標準的 には20日～56日まで)の間隔をあけて3回接種する	生後3か月～90か月(7歳半) に至るまで	制限なし
	追加接種	3回接種終了後、6か月以上(標準的に12か月～18か月未 満)の間隔をあけて1回接種する		
	2期(ジフテリア・ 破傷風)	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間に1回接種 する(※1)	11歳～13歳未満の者	
※初回接種開始月齢が遅かったり間隔が開きすぎた場合は、接種間隔等が異なりますので、医療機関等にお問合せください。				
BCG	生後5か月～8か月に達するまでの期間に1回		生後1歳に至るまで	生ワクチンは27日以上 経口生ワクチン・ 不活性化ワクチンは 制限なし
麻しん 風しん混合 (MR)	1期	生後12か月～24か月(2歳)に至るまでの間に1回接種する	生後1歳～2歳に至るまで	
	2期	小学校就学前の1年間に1回接種する	小学校就学前の 4月1日～3月31日	
水痘 (みずぼうそう)	初回接種	生後12か月～15か月に至るまでの間に1回接種する	生後1歳～ 3歳に至るまで	
	追加接種	初回接種終了後3か月以上の間隔をあけて(標準的には6～ 12か月に至るまでの間)1回接種する		
日本脳炎	1期初回	3歳～4歳未満に達するまでの期間に6日以上(標準的には6 日～28日まで)の間隔で2回接種する	生後6か月～ 7歳半に至るまで	制限なし
	1期追加	4歳～5歳未満に初回接種終了後、6か月以上(標準的にはお おむね1年を経過した時期)の間隔で1回接種する		
	2期	9歳～10歳に達するまでに1回接種する(※2)	9歳～13歳未満	

○※1 ※2 の予診票や接種医療機関等については、接種対象年齢となった時にお知らせします。

○対象年齢について、「～歳未満」、「～に至るまで」とは前日までのことをいいます。

○「標準的な接種年齢」とは、それぞれの予防接種の目的から、予防接種を受けることが最も望ましい年齢です。

○「対象年齢」とは、法律で定められた、予防接種を受けることのできる年齢です。標準的な接種年齢を過ぎても対象年齢の範囲で
あれば、法律で接種可能と定められています。

○転入の方・紛失等で予診票がない方は、保健課へお問い合わせください。

問い合わせ 保健課 (角館庁舎) ☎43-2252

子育ての仲間をつくろう

1 子育て支援拠点事業

市内6か所の施設で、子育てに関する情報提供、育児不安等についての相談指導や、子育てサークルの育成支援などを随時行っているほか、未就園児を対象として親子で参加できる「集いの広場」も開催しています。

実施場所	所在地	電話番号
だしのこ園	仙北市田沢湖生保内字武蔵野117-263	☎43-1025
神代こども園	仙北市田沢湖神代字珍重屋敷89-3	☎44-2502
にこにここども園	仙北市西木町門屋字六本杉2-1	☎47-2525
ひのきないこども園	仙北市西木町桧木内字高屋137	☎48-2345
角館こども園	仙北市角館町中菅沢91-1	☎53-2918
さくらっこ (角館児童館内)	仙北市角館町田町上丁69-1	080-1663-4494

集いの広場

親子一緒になって遊びや活動をしながら他の親子とも交流し、それにより少しでも育児の不安が取り除かれるようにと、「集いの広場」を設けています。お母さん、お父さんをはじめ、おばあちゃん、おじいちゃんなど、どなたでも参加できますので、是非遊びに行ってみてください。

◎集いの広場の活動予定等については、毎月、市の広報に掲載していますのでお確かめください。なお、準備の都合上、参加を希望される方は前日まで（できるだけ早めに）ご連絡ください。

名称	対象	実施場所	電話番号
だしっこルーム	未就園児と保護者	だしのこ園	☎43-1025
わいわい広場	未就園児と保護者	神代こども園	☎44-2502
なかよしルーム	未就園児と保護者	にこにここども園	☎47-2525
さくらんぼルーム	未就園児と保護者	ひのきないこども園	☎48-2345
おひさまルーム	未就園児と保護者	角館こども園	☎53-2918
さくらっこ	未就園児と保護者	角館児童館	080-1663-4494

問い合わせ 各施設又は、子育て推進課（角館庁舎）☎43-2280

2 おやこ交流広場

健康管理センター（角館）のホールを開放しています。

遊具もありますので、お子さんと一緒に遊びに来てください。（年齢制限はありません。）

対象	お子さんと保護者
日程	毎週月曜日（祝日の場合は翌日）月1回身体測定日、詳しくはお問い合わせください。
時間	9：30～11：30
問い合わせ	保健課（角館庁舎）☎43-2252

3 ママと赤ちゃんのふれあい講座

ベビーマッサージを通して赤ちゃんの笑顔から幸せを一緒に感じられる教室です。また、赤ちゃんの命を守るための救急講座やママ達同士の交流会もあります。

対象	2か月後半～1歳未満(対象の方に個人通知します)
回数	毎月1回
内容	ベビーマッサージまたは救急法講座、参加者同士の交流会
問い合わせ	保健課（角館庁舎）☎43-2252

就学前の子どもの教育・保育

1 教育・保育施設及び地域型保育事業について

(1) 市内で利用できる施設・事業は次のとおりです。

施設・事業	名 称	年 齢	保育認定	電 話
認定こども園	★☆だしのこ園	0歳～	1～3号	43-1025
	★☆神代こども園	0歳～	1～3号	44-2502
	★☆にこにここども園	0歳～	1～3号	47-2525
	★☆ひのきないこども園	0歳～	1～3号	48-2345
	★☆角館こども園	0歳～	1～3号	53-2918
保育園	白岩小百合保育園	0歳～	2・3号	54-1083
	角館西保育園	0歳～	2・3号	53-2522
	中川保育園	0歳～	2・3号	53-2404
地域型保育事業	保育室ねむねむのき	0～2歳	3号	090-2796-9092

★＝一時預かり(一般型)実施 ☆＝一時預かり(幼稚園型)実施

※0歳児は、生後9週目(57日目)からです。 ※利用可能日・時間は、各施設・事業及び保育認定区分により異なります。

(2) 施設・事業を利用するためには、保育の必要性及び必要量(時間)について、次の保育認定を受けることが必要です。

保育認定	年 齢	保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設・事業
1号	満3歳以上	保育を要しない	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号		保育を要する	保育標準時間	保育園・認定こども園
3号	満3歳未満		保育標準時間	
		保育短時間		

※教育標準時間=8:30～15:30、保育標準時間=7:30～18:30、保育短時間=8:30～16:30

2 一時預かりについて

市内5か所の保育施設で行っています。

(1) 一般型

家庭で保育を受けることが一時的に困難な乳幼児を預かる事業です。

利用期間◎月～土曜日、1月につき14日以内、年間60日

利用時間◎8:30～17:00

利用料◎3歳未満児…2,000円/日
3歳以上児…1,000円/日

※市内在住の場合

実施施設◎施設一覧表中の★印

(2) 幼稚園型

認定こども園・幼稚園の1号認定の園児を対象として、教育標準時間外に家庭で保育を受けることが困難な場合に預かる事業です。

利用期間◎土曜日、日曜日、祝祭日、春季休業(4/1～4/3、3/30～3/31)、夏季休業(8/13～8/19)、冬季休業(12/29～1/5)を除く日。

利用時間◎7:30～8:30、15:30～18:30

利用料◎200円/日(月上限3,000円)

実施施設◎施設一覧表中の☆印

3 施設に入所できない待機(保留)児童解消のための支援制度について

認可保育園、認定こども園に入所申し込みしたものの希望する園にご入園できなかった児童を対象として、認可外保育施設又は市が指定する託児サービスを利用した場合、これにかかる保護者負担額について、希望する園に入園した場合と同等額となるよう補助を行います。

■ 利用可能な施設

区 分	名 称	住 所	電 話
認可外保育施設	株式会社わらび座事業所内保育施設	田沢湖卒田字早稲田446	44-3935
認可外保育施設	市立角館総合病院 院内保育所	角館町岩瀬3	54-2111
市指定託児サービス提供団体	子育てサポートはっぴい・맘	角館町田町上丁69-1	080-1690-3742

手続き・問合せ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

小・中学生になったら

こどもの成長は早いもの。あっという間に小学校・中学校に入学です。小・中学生の育児支援制度もあります。困ったときは利用しましょう。

1 学校のこと

① 小・中学校の入学は?

小・中学校に入学するお子さんの保護者の方に1月中頃までに入学通知書を送付します。通知書が届かない方などはお問い合わせください。

② 転校の手続きは?

住民登録の異動手続きをし、転校に関する通知書の交付を受けて、学校に持参してください。また、特別な事情により指定された学校の変更を希望される方は、お問い合わせください。

①～②の問合せ 教育委員会学校教育課(西木庁舎) ☎43-3382

2 就学援助

小・中学校に通っている子どもがいる家庭で、経済的な理由で就学が困難なとき、学校にかかる費用の一部を援助します。

援助内容 学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費 他

申請・問合せ 教育委員会学校教育課(西木庁舎) ☎43-3382

3 奨学金貸付

仙北市育英奨学資金

応募資格

次のいずれにも該当する方

- 保護者が現に仙北市に住所がある方
- 心身共に健康で学業成績優秀な方
- 義務教育を修了している方
- 経済的理由で修学困難な方

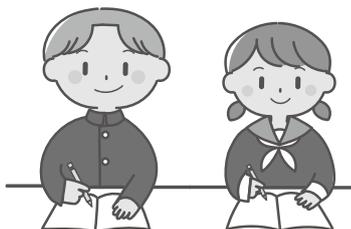
貸与限度額(月額)

【大学(短大、専門学校、大学院含む)】40,000円以内

【高校】20,000円以内

提出書類

- 奨学資金奨学生申請書(様式第1号)
- 合格通知書又は、入学、在学を証明できる書類(各学校指定様式)
- 世帯全員の住民票(市民生活課、各市民センター)
- 世帯全員の所得証明書(税務課、各市民センター)
- 仙北市育英奨学資金奨学生推薦書(様式第2号)
- 学業成績証明書(様式第3号)



申請書類請求先及び提出先

市教育委員会教育総務課、田沢湖市民センター、角館市民センター、神代・田沢・松木内・上松木内各出張所

※様式は市のホームページ「申請書ダウンロード」からも印刷できます。

※奨学生に決定した方は、面接を行います。

問い合わせ 教育委員会学校教育課(西木庁舎) ☎43-3382

4 放課後児童クラブ

児童福祉法の規定に基づき、保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、活動を行う「放課後児童クラブ」を開設しています。

対象 小学生
利用料 月額3,000円
(※減免制度あり)
問い合わせ 子育て推進課
(角館庁舎)
☎43-2280

名称	実施場所	定員	利用時間
白樺児童会	生保内小学校内	114人	学校がある平日(月～金曜日) 放課後～18:30 長期休業期間及び土曜日 7:30～18:30 ※8/13～8/16、 12/29～1/3は お休みさせていただきます。
ポプラ学園	神代小学校内	60人	
マロンクラブ	JA大豆総合センター内	40人	
かくのだて児童クラブ	角館児童館内	80人	
ひのきっこクラブ	松木内小学校内	30人	
かしわっこクラブ	白岩小学校内	28人	
中川っ子クラブ	中川コミュニティセンター内 (旧中川小学校)	28人	

障がいのある子どものために

1 手帳の交付

① 身体障害者手帳

障がいの程度によって1級から6級に該当する方が交付の対象になります。この手帳の交付を受けると、各種福祉サービスが受けやすくなります。

対象 視覚、聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能など、永続すると認められる障がいのある方

② 療育手帳

知的機能に障がいのある方が、この手帳の交付を受けることにより、各種サービスが受けやすくなります。

対 象 知的機能の障がいがおおむね18歳までに現れた方。(児童相談所等で、知的機能障がいと判定された方)

③ 精神障害者保健福祉手帳

なんらかの精神疾患(てんかん、発達障害を含む)のある方が、この手帳を受けることにより、各種サービスが受けやすくなります。

対 象 精神疾患(てんかんを含む)のほか、発達障がい(自閉症スペクトラム障害・ADHD・学習障害(LD)など)があると認められた方

①～③の申請先 ●西木市民センター ☎43-2200

●田沢湖市民センター ☎43-1147

●社会福祉課 ☎43-2288

※詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

2 手当や医療費

① 各種手当

障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活において、常時介護を必要とする重度障がい(身体、知的、精神)児を対象に手当を支給します。

支給額(月額) 14,880円(年4回支給)

問い合わせ ●社会福祉課(角館庁舎) ☎43-2288

特別児童扶養手当

身体、知的、精神に、中・重度の障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母又は養育者に手当を支給します。

支給額(月額) 1級(重度障害児) 52,500円

2級(中度障害児) 34,970円 ※4月・8月・11月に支給

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

② 医療費関係

福祉医療制度

心身に障がいのある方は、申請により保険診療の自己負担分が助成されます。

対 象 療育手帳A又は身体障害者手帳1～3級を持っている方

問い合わせ 市民生活課(角館庁舎) ☎43-3316

自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、その児童が生活能力を得るために必要な医療に要する費用の補助が受けられます。

自己負担 原則1割負担ですが、前年度の医療保険証構成員の市民税(所得割)と保護者等の収入により、月額上限額が決められています。

手続き・問合せ 社会福祉課(角館庁舎) ☎43-2288

小児慢性特定疾病医療費助成制度

次の疾病により医療を受けている18歳未満の児童で、県が指定した医療機関において、次の疾病における保険診療を受けた場合に自己負担の軽減を受けられます。

対象疾病 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、神経・筋疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患、免疫疾患、膠原病、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

手続き・問合せ 秋田県大仙保健所 健康・予防課

☎0187-63-3404

住所:大仙市大曲上栄町13-62

難聴児補聴器購入

身体障害者手帳交付対象外の難聴児(18歳未満)に対し、補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費用又は修理費用の一部が助成されます。

対象 両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満の方、その他医師から必要と認められた方

自己負担 原則1割負担ですが、世帯の市民税課税状況により月の負担上限額が異なります。

問い合わせ 社会福祉課(角館庁舎) ☎43-2288

3 放課後等デイサービス

特別支援学校や特別支援学級などに通う児童、生徒が、放課後や学校のお休みの日に利用し、専門の職員が自立した生活に必要な訓練や創作活動、レクリエーション等を行います。

事業所名	住所	電話	定員
放課後デイたんぼぼ	角館町勝楽133-1	49-7052	10人
あるく	角館町田町上丁69-1	55-5241	10人
すてっぷ	角館町小勝田下村1-15	42-8075	10人

対象 障害者手帳がある方(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)、特別児童扶養手当等を受けている方、難病がある方など。

利用料 1回あたりの利用料の目安(加算等含まない)は放課後が609円、休日等が726円になります。世帯の市民税課税状況により、月の負担上限が異なります。 ※食費などの実質負担あり

問い合わせ ●社会福祉課(角館庁舎) ☎43-2288

●相談支援事業所愛仙 ☎47-2102

ひとり親家庭のために

① 相談窓口

ひとり親家庭の親や、お子さんの就学、修学、就職、経済的自立などの相談に母子・父子自立支援員及び家庭相談員が受け付けています。

場 所 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

相談日時 月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く) 9:00～17:00

② 児童扶養手当

次の①～⑨に該当する児童(18歳に到達して最初の3月31日まで。児童に障がいがある場合は20歳まで)を養育している父または母、もしくは父母にかわってその児童を扶養している方に対して支給します。

公的年金を受給されている方でも、年金額(障害年金は子の加算分)が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④父または母が生死不明の子ども
- ⑤父または母が1年以上遺棄している子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども
- ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない子ども



※児童扶養手当には所得制限があり、前年度の所得額等により、手当の一部または全部が支給されない場合があります。

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

③ ひとり親家庭等の「福祉医療制度」

ひとり親家庭(母子・父子)の児童、父母のいない児童、父又は母が重度の障がいがある児童の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

対象年齢：18歳に到達して最初の3月31日まで(所得制限あり)

問い合わせ ●市民生活課 国民健康保険係(角館庁舎) ☎43-3316

④ 支援制度

制 度	内 容
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上を図るため無利子あるいは低利子で各種資金の貸付を行っています。
自立支援給付金支給事業	雇用の安定及び就職の促進を図るため、就業に関する教育訓練を受講する際に、その費用の一部を支援します。

申 請 先 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280 ※詳しくは、お問い合わせください。

家族の住まいづくりのために

1 若者マイホーム取得助成金

市内に定住するための住宅(中古住宅は対象外)を取得する若者世帯に対して、助成金を交付します。

※対象要件がありますので、担当課にお問い合わせください。

対 象	定住する意思を持って住宅を新築または建売住宅を購入する45歳以下の夫婦
助 成 額	基本額50万円、市内業者が施工した場合の加算額20万円
申 請 期 限	対象住宅の所有権保存登記等の受付年月日から起算して3か月以内
問 い 合 せ	地方創生・総合戦略室(田沢湖庁舎) ☎43-3315

2 仙北市住宅リフォーム促進事業補助金

自己の所有する住宅を市内の事業者を利用してリフォーム工事を行う場合、補助金を交付します。

※対象要件がありますので、担当課にお問い合わせください。

問 い 合 せ 建設課(角館庁舎) ☎43-2295



楽しく子育てするために

ひとりで悩まず、あなたの子育てに対する負担感や不安感をまず誰かに聞いてもらいましょう。家族や友人へ話してみたり、また、公共の相談窓口を利用することで解決の糸口が見つかるかもしれません。以下のすべての相談窓口では、個人情報保護が厳守されます。

子育てについて相談してみよう

種 別	相 談 内 容	相 談 窓 口	連 絡 先
妊 娠 出 産 子 育 て	保健師・管理栄養士・利用者支援専門員が妊娠(マタニティブルー等)・出産(産後うつ等)・育児(健診・予防接種・離乳食・育児ストレス等)に関する相談に応じます。	子育て世代包括支援センター (角館庁舎 保健課内)	※保健課共有 ☎43-2252 携帯 080-2813-0835
子どもや家族等に関する何でも相談	子ども家庭支援員等が18歳未満の子どもとその家族や妊婦等を対象とし、子どもの発達の心配・しつけ・児童虐待・育児困難・専門機関への紹介など、何でも相談対応します。	仙北市子ども家庭総合支援拠点 (角館庁舎 子育て推進課内)	※子育て推進課共有 ☎43-2280
学校教育全般の相談や支援	専門の相談員が、学校に関する相談(入学前も含む)に何でも対応します。 ①教育相談(北浦研究所 相談員) ②いじめ・不登校相談(//) ⇒仙北市適応指導教室「さくら教室」 不登校の子どもや保護者の相談支援、学習面のケア、各種体験活動など行い、学校復帰を支援します。 ③カウンセリング(スクールカウンセラー)	仙北市教育委員会 北浦教育文化研究所(西木庁舎 2階) ※不在の場合、学校教育課へご連絡ください。	北浦教育文化研究所 ☎43-3387 ※学校教育課 ☎43-3382
児童虐待等子どもに関する専門的支援	18歳未満の子どもの児童虐待・育児・非行・いじめ・発達等の障がいなど児童福祉司と児童心理司が相談対応します。また、子どもの身近で支援する市の各機関への援助も行い、子どもや保護者への適切な対応をサポートします。	秋田県南児童相談所 ※専用ダイヤルの利用も可能です。 夜間休日は、専用ダイヤルのみ対応となります。	南児童相談所 ☎0182-32-0500 ※専用ダイヤル(匿名可) ①児童虐待対応(無料) ☎189 ②児童相談所相談専用 ☎0570-783-189
配偶者からの暴力など女性相談	配偶者等からのDVに関する相談窓口、まずは相談してみよう。18歳未満の子どもがいる場合は、関係機関とも連携できるよう支援します。	①社会福祉課福祉政策係(仙北市) ②子育て推進課家庭援護係(//) (子どもを伴う場合) ※①②は角館庁舎内 ③仙北地域振興局福祉環境部(大仙市)	①☎43-2288 ②☎43-2280 ③☎0187-63-3403

虐待から子どもを守るネットワーク 「仙北市要保護児童対策地域協議会」 からのお知らせ

全国的にも、また仙北市においても、年々児童虐待相談件数が増加傾向にあります。協議会では、関係機関と連携を図り、児童虐待防止と要保護児童の適切な支援に努めています。

児童虐待のある家庭のSOSに気付いてください

1 児童虐待の定義（児童虐待防止法第2条）

身体的虐待	心理的虐待
<ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る、ける、叩くなどの暴力をふるう ・ 投げ落とす、激しく揺さぶる ・ 戸外に長時間締め出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無視をする ・ 言葉で脅す、罵声を浴びせる、兄弟間差別 ・ 子どもの前でDV（配偶者に対する暴力）がある 
ネグレクト（養育の放棄・怠慢）	性的虐待
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事を与えない、家に閉じ込める ・ 病気を放置し、病院へ連れて行かない ・ 不潔な状態におく 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性交渉や性的行為を強要、目撃 ・ ポルノの被写体にする ・ 子どもの性器をさわる、さわらせる 

2 体罰によらない子育てのために

近年、保護者が「しつけ」と称して、暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながる事例が複数発生しています。このことを踏まえ、2020年4月より、児童福祉法等の改正法が施行され、「体罰が許されないもの」として法定化されました。

子どもの権利が守られる、体罰の無い社会へ

子どもは尊厳を有する人権の主体であり、叩くなどの行為は人権侵害として許されません。

全ての子どもは、健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されることが、2016年の児童福祉法の改正によって明確化され、保護者は子どもを心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負うとされています。

子どもが健やかに育つためには、大人の体罰に対する意識も変化しなければなりません。「自分も叩かれて育った。痛みを伴わないと相手の痛みがわからない。」等、大人の理由を言いますが、体罰は子どもと親との関係に悪影響を与えます。保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会のために、子育て家庭を社会全体で応援しましょう。

3 児童虐待を未然に防ぐために

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合っていると考えられています。虐待は、特別な家庭の問題という認識で取り組むのではなく、どの家庭にも起こりえると考え、児童虐待防止の取り組みを進めていく必要があります。

地域みんなで見守りましょう

虐待を防ぐためには、地域全体で子育て家族を温かく見守り、支えていくことが大切です。さりげなく声をかける、困っていたら手助けをするなど、あなたのちょっとした優しさや心遣いが、大きな支えとなり励みとなるのです。挨拶だけでも構いません。優しくひと声かけてください。

こんなことが虐待のサインの時もあります

◎子どもの様子

不自然な傷やあざがある、いつも服装や身体が不潔、発達の遅れ、乱暴な言動、落ち着きがない、食べ物への過度な執着、夜遅くまで外で遊んで家に帰りたがらない、笑顔が少なく、表情が乏しい…など

◎親(保護者)の様子

近所や地域の中で孤立している、頻繁に小さな子どもを家に残して外出している、子どもが病気やケガをしても病院受診しない、子育てのつらさをよく訴える…など

◎家庭の様子

毎晩のように長時間子どもの泣き声をする、親の怒鳴る声や物を投げつける音をする、子どもがいるのにめったに見かけない…など

おかしいな?虐待では?…と思ったら

児童虐待は、家庭内で起こるため、発見することは困難です。虐待を受けている子どもが自ら「助けて」とはなかなか言えず、苦しんでいるかもしれません。虐待をしている親も虐待事実を他人に相談することはほとんどありません。一刻も早い情報提供が子どもを救うだけでなく、親に対するケアを行うことも可能となり、虐待の深刻化を防ぐことにつながります。

虐待のサインに気付いた時には、児童相談所や仙北市子ども家庭総合支援拠点に相談(通告)しましょう。これは、社会をつくる一人ひとりの義務です。

児童虐待に関する相談・通告先

名称	所在地	電話
仙北市子ども家庭総合支援拠点	仙北市角館町中菅沢81-8	☎0187-43-2280
秋田県南児童相談所	横手市旭川一丁目3-46	☎0182-32-0500
仙北警察署	仙北市角館町西野川原34-6	☎0187-53-2111



児童相談所
虐待対応ダイヤル
(通話料無料)

いち はや く
☎189番へ

※相談・通告に関する誤報に罰則はありません。

子育て関連施設情報

市役所関係

角館庁舎		
施設名	住所	電話
角館庁舎内	角館町中菅沢81-8	
・角館市民センター		☎43-3309
・市民生活課		☎43-3307
・保健課		☎43-2252
・子育て推進課		☎43-2280
・社会福祉課		☎43-2284
健康管理センター	角館町中菅沢77-28	☎43-2252

田沢湖地区		
施設名	住所	電話
田沢湖庁舎内(田沢湖市民センター)	田沢湖生保内字宮ノ後30	☎43-1147
田沢湖健康増進センター	田沢湖生保内字武蔵野20	☎43-1210
田沢出張所	田沢湖田沢字大山7	☎43-1351
神代出張所	田沢湖神代字野中清水292-1	☎43-1352

西木地区		
施設名	住所	電話
西木庁舎内	西木町上荒井字古堀田47	
・教育委員会教育総務		☎43-3382
・北浦教育文化研究所		☎43-3387
・西木市民センター		☎43-2200
桧木内出張所	西木町桧木内字松葉290-1	☎48-2001
上桧木内出張所	西木町上桧木内字大地田3-1	☎49-2159

児童館

角館地区		
施設名	住所	電話
角館児童館	角館町田町上丁69-1	☎54-2780

地域型保育事業

田沢湖地区		
施設名	住所	電話
保育室ねむねむのき	田沢湖生保内字武蔵野105-403	☎090-2796-9092

認定こども園・保育園・幼稚園

角館地区		
施設名	住所	電話
角館こども園	角館町中菅沢91-1	☎53-2918
中川保育園	角館町川原羽黒堂324-1	☎53-2404
角館西保育園	角館町雲然田中437-2	☎53-2522
白岩小百合保育園	角館町白岩上西野93-1	☎54-1083

田沢湖地区		
施設名	住所	電話
だしのこ園	田沢湖生保内字武蔵野117-263	☎43-1025
神代こども園	田沢湖神代字珍重屋敷89-3	☎44-2502

西木地区		
施設名	住所	電話
にこにここども園	西木町門屋字六本杉2-1	☎47-2525
ひのきないこども園	西木町桧木内字高屋137	☎48-2345

その他機関

施設名	住所	電話
仙北市総合情報センター・学習資料館	角館町田町上丁23	☎43-3333
仙北警察署	角館町西野川原34-6	☎53-2111
中川コミュニティセンター(旧中川小学校)	角館町川原中道41	☎53-2286
市立田沢湖図書館	田沢湖生保内字武蔵野105-1	☎43-1307
西木コミュニティセンター(旧西木保健センター)	西木町門屋字屋敷田84	☎47-2666

子育て支援拠点事業

角館地区		
施設名	住所	電話
おひさまルーム (角館こども園内)	角館町中菅沢91-1	☎53-2918
さくらッコ	角館町田町上丁69-1	☎080-1663-4494

田沢湖地区		
施設名	住所	電話
だっしこルーム(だしのこ園内)	田沢湖生保内字武蔵野117-263	☎43-1025
わいわい広場(神代こども園内)	田沢湖神代字珍重屋敷89-3	☎44-2502

西木地区		
施設名	住所	電話
なかよしルーム(にこにここども園内)	西木町門屋字六本杉2-1	☎47-2525
さくらんぼルーム (ひのきないこども園内)	西木町松木内字高屋137	☎48-2345

市立小学校・中学校

角館地区		
施設名	住所	電話
角館小学校	角館町西野川原56-1	☎55-2188
角館中学校	角館町小勝田小倉前73	☎53-2411
白岩小学校	角館町白岩新西野162	☎53-2482

田沢湖地区		
施設名	住所	電話
生保内小学校	田沢湖生保内字武蔵野111	☎43-0243
生保内中学校	田沢湖生保内字浮世坂105-1	☎43-1181
神代小学校	田沢湖神代字珍重屋敷48	☎44-2115
神代中学校	田沢湖神代字野中清水244	☎44-2110

西木地区		
施設名	住所	電話
西明寺小学校	西木町門屋字六本杉6	☎47-2233
西明寺中学校	西木町上荒井字上橋元280-1	☎47-2626
松木内小学校	西木町松木内字高屋110	☎48-2323
松木内中学校	西木町松木内字高屋2-3	☎48-2330

医療機関

角館地区		
施設名	住所	電話
市立角館総合病院	角館町岩瀬3	☎54-2111
今村内科循環器科医院	角館町田町上丁3	☎53-2510
おおさわ胃腸科内科クリニック	角館町中菅原92-20	☎52-1133
大野医院	角館町東勝楽丁17	☎53-2066
鬼川医院	角館町田町下丁17	☎54-2061
下新町クリニック	角館町下新町13	☎54-2055
耳鼻咽喉科菅原医院	角館町田町上丁65	☎54-2052
野々部外科内科医院	角館町田町上丁52-1	☎54-2337
城南堂歯科医院	角館町西勝楽町20	☎54-3678
カワラダ歯科医院	角館町上菅沢164-2	☎55-1188
さいとう歯科クリニック	角館町下新町4-2	☎53-2752
さくら歯科医院	角館町小館28-18	☎54-2747
祐生堂医院歯科	角館町竹原町26	☎53-2268
田口歯科クリニック	角館町竹原町39	☎53-2212
さとうデンタルクリニック	角館町田町下丁11-1	☎55-4222
山本歯科医院	角館町田町上丁50-2	☎53-2058

田沢湖地区		
施設名	住所	電話
市立田沢湖病院	田沢湖生保内字浮世坂17-1	☎43-1131
高橋医院	田沢湖生保内字街道ノ上65	☎43-1515
かとうファミリークリニック	田沢湖生保内字浮世坂74-1	☎43-2123
市立田沢湖歯科診療所	田沢湖生保内字浮世坂17-1	☎43-1388
くばた歯科医院	田沢湖生保内字街道ノ上42-1	☎43-2233
市立国民健康保険神代診療所	田沢湖神代字野中清水216-4	☎44-2118
橋本整形外科医院	田沢湖小松字城廻91-2	☎54-1255
ささき歯科医院	田沢湖神代字堂ノ西6-9	☎44-3548

西木地区		
施設名	住所	電話
市立西明寺診療所	西木町門屋字道目木319-1	☎47-2123
にしき歯科クリニック	西木町門屋字道目木319-2	☎47-3855
市立松木内診療所 (祝日及び年末年始を除く火・金 曜日午後1時30分～3時30分)	西木町松木内字松葉287-2	☎48-2780

遊具(ブランコ、滑り台、鉄棒等)が設置されている公園等

田沢湖地区

名称等	所在地
生保内公園	田沢湖生保内字武蔵野地内
先達野児童公園	田沢湖生保内字下高野61-19
造道児童公園	田沢湖生保内字造道105-1
上武蔵野児童公園	田沢湖生保内字武蔵野109-50
上滝児童公園	田沢湖生保内字上滝沢104
武蔵野公園	田沢湖生保内字武蔵野41-64
男坂児童公園	田沢湖生保内字男坂6-2
駅前児童公園	田沢湖生保内字街道ノ上6-3
浮世坂児童公園	田沢湖生保内字源エ門野126
久保児童公園	田沢湖生保内字久保24
岡崎児童公園	田沢湖岡崎字大屋敷191-1
生田広場	田沢湖神代字三本塚地内
東前郷児童公園	田沢湖角館東前郷字折橋87-3

問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎) ☎43-2280

角館地区

名称等	所在地
菅沢団地内	角館町菅沢46番地2
松庵寺	角館町田町上丁47
角館駅東公園	角館町上菅沢384
みどり公園	角館町上野10-8
角館児童館(休館中)	角館町田町上丁69-1

西木地区

名称等	所在地
かたまえ山森林公園	西木町西明寺字瀧尻117-1
栗っ子児童遊園地	西木町小山田字八津282-5
古掘田遊園地	西木町上荒井字古掘田地内
山崎部落会館	西木町小淵野字山崎地内
西荒井遊園地	西木町西荒井字塚野腰地内
塚野腰ニュータウン	西木町西荒井字塚野腰164-1
旭山農村公園	西木町松木内字松葉309-3
上長戸呂児童広場	西木町松木内字長戸呂122
下長戸呂交成会館遊園地	西木町松木内字長戸呂1041
久保生活改善センター隣	西木町松木内字久保7

市内のこどものえき一覧

こどものえきとは、次のうち2種類以上設置された施設を、秋田県が「こどものえき」と認定し、統一マークを掲示しています。

- ①おむつ交換台
- ②ベビーキープ(トイレ等で子どもが安全に座れるイス)
- ③授乳場所

施設名	住所	「こどものえき」の設置			
		おむつ交換台	ベビーキープ	授乳スペース	その他
ワンダーモール	仙北市角館町上菅沢442-1	○	○	○	
グランマート田沢湖店	仙北市田沢湖生保内字浮世坂26-9	○	○		
唐土庵本店見学工場	仙北市角館小勝田下村21	○	○		
湖畔の杜レストランORAE	仙北市田沢湖田沢字春山37-5	○	○		
田沢湖ハーブガーデン ハートハーブ	仙北市田沢湖田沢字瀧前78	○	○	○	ベビーカー
花葉館	仙北市角館町西長野古米沢30-19	○	○	○	
秋田県営駒ヶ岳情報センター	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳	○	○		
秋田県営玉川温泉ビジターセンター	仙北市田沢湖玉川字渋黒沢	○		○	
田沢湖スキー場	仙北市田沢湖生保内字下高野73-2	○	○		ベビーカー
仙北市角館町平福記念美術館	仙北市角館町表町上丁4-4	○	○		
仙北市立田沢湖図書館	仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1	○	○		
角館駅前トイレ	仙北市角館町上菅沢394-1	○	○		
仙北市外町交流広場	仙北市角館町岩瀬町10	○	○	○	
愛仙	仙北市西木町小淵野字中関7	○	○		
愛仙の華	仙北市西木町西荒井字番屋94-1	○	○		



仙北市版母子手帳アプリ「なないろ」 by母子モ ダウンロード無料!



成長をカンタン記録!

- 妊娠中から出生後も大切な思い出を写真付きで記録できます

予防接種のカンタン管理!

- 予防接種のスケジュールを作成し管理できます
- 接種予定日が近づくと通知が届き受け忘れを防止します

地域の育児情報をカンタン確認!

- 子育てに役立つイベントや手続きなどの情報がリアルタイムに届きます
- 保育園・こども園や医療機関などを地図表示で検索できます

データの共有もできるので遠方の家族と一緒にお子さんの成長を確認できます。ぜひ母子手帳とあわせてご活用ください。



仙北市

仙北市子育て支援ガイドブック

発行・編集 仙北市子ども家庭総合支援拠点(子育て推進課内)

〒014-0392 秋田県仙北市角館町中菅沢81番地8

TEL 0187-43-2280